

○軽微違反行為をした者の講習に関する規程

(平成 10 年 9 月 29 日公安委員会規程第 8 号)

改正 平成 13 年 6 月 21 日公安委員会規程第 5 号 平成 19 年 6 月 1 日公安委員会規程第 10 号
平成 21 年 5 月 21 日公安委員会規程第 8 号 平成 21 年 10 月 16 日公安委員会規程第 11 号
平成 25 年 12 月 11 日公安委員会規程第 8 号 平成 26 年 5 月 19 日公安委員会規程第 4 号
平成 29 年 3 月 9 日公安委員会規程第 10 号 令和 2 年 6 月 19 日公安委員会規程第 3 号
令和 4 年 5 月 12 日公安委員会規程第 8 号 令和 4 年 10 月 19 日公安委員会規程第 11 号
令和 7 年 5 月 29 日公安委員会規程第 5 号 令和 7 年 8 月 7 日公安委員会規程第 7 号

軽微違反行為をした者の講習に関する規程を次のように定める。

軽微違反行為をした者の講習に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 108 条の 2 第 1 項第 13 号に規定する軽微違反行為をした者の講習(以下「講習」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(講習の実施)

第 2 条 講習は、岡山県警察本部長(以下「本部長」という。)が行うものとする。ただし、法第 108 条の 2 第 3 項の規定により、岡山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「府令」という。)第 38 条の 3 に定める者に当該講習を委託したときは、この限りでない。

(講習の区分、方法等)

第 3 条 講習の区分、講習科目、講習細目、講習方法及び講習時間並びに講習の実施に必要な手続は、本部長が別に定める。

(講習の通知)

第 4 条 法第 108 条の 3 の 2 に規定する軽微違反行為により政令で定める基準に該当することとなった者に対する講習の通知の要領等は、府令第 38 条の 4 の 2 に規定するほか、本部長が別に定めるものとする。

(講習指導員)

第 5 条 講習指導員(以下「指導員」という。)は、運転免許に係る講習等に関する規則(平成 6 年国家公安委員会規則第 4 号)に定めるほか、次の要件を備えた者とする。

- (1) 25 歳以上の者であること。
- (2) 講習における指導に用いる自動車等を運転することができる免許(仮免許を除く。)を現に受けている者(免許の効力を停止されている者を除く。)であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 運転適性指導について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者

イ 法第117条の2の2第1項第9号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

ウ 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪(イに規定する罪を除く。)を犯し拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

(4) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

(イ) 公安委員会が運転適性指導に関する業務に関し、(ア)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

イ 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 普通自動車に係る教習指導員資格者証及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受け、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

(イ) 普通自動車に係る届出教習所指導員課程及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

(ウ) 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

(5) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者

イ 講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習(自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は違反者・停止処分者講習指導員研修)を修了した者

(受講期間の特例)

第 6 条 道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号)第 37 条の 6 の 5 第 6 号に規定する「公安委員会がやむを得ないと認める事情」とは、本人の責に帰することのできない次に掲げる場合とする。

- (1) 講習の移送通知の手続が遅れたため、本人が現住所地において講習を受けることができる期間が短くなった場合
- (2) 突発的な事案のため、講習を実施することが出来なくなった場合
(受講の延期)

第 7 条 公安委員会は、講習を申し出た者で講習を受けさせることが適当でないと認める相当の理由があるものについては、講習の受講を延期することができる。
(講習の移送と受理)

第 8 条 公安委員会は、受講対象者が他の都道府県に住所を変更していることが判明した場合は、その者に対し、速やかに住所変更の届出を行うよう教示するとともに、次の措置を執るものとする。

- (1) 講習の通知をしていないときに判明した場合は、違反者講習移送通知書(様式第 2 号又は様式第 3 号。以下「移送通知書」という。)に関係書類を添えて、新住所地を管轄する公安委員会に通知する。
 - (2) 講習の通知をした後に判明した場合は、違反者講習通知移送通知書(様式第 4 号又は様式第 5 号)により、新住所地を管轄する公安委員会に通知する。
- 2 公安委員会は、他の都道府県に住所を有し当該公安委員会から講習通知を受けた講習対象者から県内への住所変更の届出を受けたときは、速やかに旧住所地を管轄する公安委員会に通知し、移送通知書の送付を求めるものとする。
 - 3 公安委員会は、他の都道府県公安委員会から移送通知書を受理したときは、速やかに講習対象者に違反者講習通知書を送付するものとする。
 - 4 公安委員会は、他の都道府県公安委員会から違反者講習通知移送通知書を受理したときは、速やかに講習対象者に講習実施日等を通知するものとする。
 - 5 公安委員会は、他の都道府県から講習の移送通知を受けた場合において、講習対象者が講習期間内に講習を受講しなかったときは、速やかに旧住所地を管轄する公安委員会に違反者講習期間経過通知書(様式第 6 号又は様式第 7 号)によりその旨を通知するものとする。

(講習の委託)

第 9 条 公安委員会が講習を委託する場合は、次の各号に定める要件を備えている者に委託するものとする。

- (1) 指導員が講習の業務を行うために必要な数以上置かれていること又は置くことができることと認められること。

- (2) 講習を行うために必要な建物、コース、講習車両、運転適性検査器材その他の設備(積雪等により実車による指導が困難となる場合があるところについては、運転シミュレーター(四輪及び二輪用))を調達できること。
- (3) 講習を適正かつ確実にを行うために必要な経理的基礎を有すること。
- (4) その者が講習の業務以外の業務を行っているときは、当該業務を行うことにより講習が不公平になるおそれがないこと。
- (5) その委託を行うことによって、講習の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。
- (6) 公安委員会の卒業証明書又は修了証明書の発行禁止処分等を相当期間受けていないこと。

(講習の委託の解除)

第10条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、講習の委託を解除しなければならない。

- (1) 講習の委託を受けた者(以下「講習機関」という。)が、前条の委託要件に反した場合
- (2) 公安委員会において、委託の必要がないと認められる事情が発生した場合(指導及び監督)

第11条 公安委員会は、講習を委託した場合は、委託要件の遵守状況等について常時監督するとともに、必要な報告を求め、講習内容等について適宜指導及び助言を行うものとする。

2 公安委員会は、指導員の技術及び知識の向上に資するため研修を行うことができる。(報告)

第12条 公安委員会は、講習機関が行う講習の実施に関し、当該講習機関から次の事項に係る報告を求めることができる。

- (1) 講習人員
- (2) 講習計画及び使用教材
- (3) 講習従事者名簿
- (4) その他講習に関する特異事項

(文書の保存)

第13条 文書の保存は次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
違反者講習移送通知書	運転管理課	3年
違反者講習通知移送通知書	運転管理課	3年
違反者講習期間経過通知書	運転管理課	3年

附 則

この規程は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成 13 年 6 月 21 日公安委員会規程第 5 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 6 月 1 日公安委員会規程第 10 号)

この規程は、平成 19 年 6 月 2 日から施行する。

附 則(平成 21 年 5 月 21 日公安委員会規程第 8 号)

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 10 月 16 日公安委員会規程第 11 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 11 日公安委員会規程第 8 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 5 月 19 日公安委員会規程第 4 号)

この規程は、平成 26 年 5 月 20 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 9 日公安委員会規程第 10 号)

この規程は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

附 則(令和 2 年 6 月 19 日公安委員会規程第 3 号)

この規程は、令和 2 年 6 月 30 日から施行する。

附 則(令和 4 年 5 月 12 日公安委員会規程第 8 号)

この規程は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。

附 則(令和 4 年 10 月 19 日公安委員会規程第 11 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和 7 年 5 月 29 日公安委員会規程第 5 号)

この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 8 月 7 日公安委員会規程第 7 号)

この規程は、公布の日から施行する。

様式第 2 号(第 8 条第 1 項関係)

違反者講習移送通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 8 条第 1 項関係)

違反者講習移送通知書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 8 条第 1 項関係)

違反者講習通知移送通知書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 8 条第 1 項関係)

違反者講習通知移送通知書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 8 条第 5 項関係)

違反者講習期間経過通知書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 8 条第 5 項関係)

違反者講習期間経過通知書

[別紙参照]